

年 月 日

高松市保健所長

施術者 住所

氏名

滞在施術業務開始届

次のとおり滞在中に施術業務を開始するので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の4の規定により届けます。

業務の種類	
業務を行おうとする場所	
業務を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
目がみえない者である場合にはその旨	

備考 施術者の免許証又は免許証明書の写しを添付してください。